2026 年 11 月 6 日
一般社団法人日本損害保険協会 近畿支部

「奈良県住生活ビジョン」改定案に意見を提出

～罹災後の経済的な備えとして損害保険の活用と普及促進を提案～

日本損害保険協会近畿支部奈良損保会（会長：勝呂 薫・損害保険ジャパン株式会社 奈良支店長）では、2026 年 10 月 1 日付で奈良県から公表された「奈良県住生活ビジョン（奈良県住生活基本計画）」改定案に関するパブリックコメントに対し、10 月 29 日に意見表明を行いました。

当支部では、今後も行政や関係機関と協力し、地域の防災・減災に資する取組を推進していきます。

【パブリックコメントの概要】

奈良県では、住生活基本法に基づき、「住生活基本計画（全国計画）」を踏まえつつ、住宅・住環境政策の「奈良県住生活ビジョン（奈良県住生活基本計画）」を策定し、施策を展開してきました。今般、国の「住生活基本計画（全国計画）」について 5 年ごとの見直しが行われたことに伴い、奈良県においても見直しを行うこととなりました。

多くの県民の皆様からのご意見を参考にさせていただくため、「奈良県住生活ビジョン（奈良県住生活基本計画）」改定案（計画期間：令和 8 年度～令和 17 年度）を公表し、ご意見を募集いたします。

【意見表明の概要】

・③安全に暮らせる「住まいまちづくり」の推進、１）耐震化・避難経路の確保等の推進（20 頁 14 行目）に関して、住宅の耐震化等の重要性を周知するにあたっては、「地震保険」の割引制度についても、本計画に盛り込んでいただくことを提案します。

「地震保険」は、民間保険会社が負う地震保険責任を政府が再保険する官民共同の制度であり、公共性が高く、被災後の生活の安定に資する保険です。また、建物の免震・耐震性能等に応じた保険料の割引制度があります。地震保険を契約している住民に対して、この割引制度を周知することにより、耐震化への関心を高め、耐震診断・耐震改修を後押しすることが期待されます。

◆「地震保険」の割引制度（出典：財務省「地震保険制度の概要」）
https://www.mof.go.jp/policy/financial_system/earthquake_insurance/jisin.htm

- **「免震建築物割引」保険料の割引率：50%**
 対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合
- **「耐震等級割引」保険料の割引率：耐震等級 3(50%)、耐震等級 2(30%)、耐震等級 1(10%)**
 対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合
- **「耐震診断割引」保険料の割引率：10%**
 対象物件が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法(昭和 56 年 6 月 1 日施行)における耐震基準を満たす場合
- **「建築年割引」保険料の割引率：10%**
 対象物件が、昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築された建物である場合

※割引制度は重複適用不可で、適用には所定の確認資料が必要です。

・③安全に暮らせる「住まいまちづくり」の推進、２）宅地防災・土砂災害対策等の推進（20 頁 24 行目）に関して、自然災害の頻発化・激甚化による被害を未然に防止する観点に加え、被災後の経済的備えとして損害保険（すまいの保険、地震保険）や共済の活用ならびに普及促進についても、本計画に盛り込んでいただくことを提案します。

本計画に記載のとおり、近年の自然災害の頻発化・激甚化を踏まえると、被災後の復旧・復興を着実に進めるためには、被災者の迅速な生活・経済再建が重要です。その備えとして、すまいの保険や地震保険などの損害保険や共済を活用することは極めて有効です。平時からの対策の一環として、県において関係団体と連携して、損害保険や共済のさらなる普及を推進していただくようお願いいたします。

併せて、当会では被害の未然防止対策ツールとして、災害時に家族と共に避難行動を計画するための「そんぽデジタル・マイ・タイムライン」を用意しておりますので、ご活用いただくことも併せて提案します。

◆「そんぽデジタル・マイ・タイムライン」

https://sonpo-bosai.jp/sonpo_digital_my_timeline/

洪水のような進行型災害が発生した際に、いつ、何をするのかを時系列で整理した個人の防災計画「マイ・タイムライン」をパソコンやタブレットで作成できるWebコンテンツです。①ハザードマップを確認して自身を取り巻く水害リスクや避難場所をチェック、②台風が発生してから川の水が氾濫するまでの備えを考える、の2ステップで「マイ・タイムライン」を作成し、完成した「マイ・タイムライン」をPDF化して、家族やお知り合いにメールやLINEで共有できるといった特徴があります。